

北本市立学校適正規模等研究会議設置要綱

(平成30年4月26日)
教委告示第 8 号

(設置)

第1条 北本市立学校の適正な規模等について研究し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、北本市立学校適正規模等研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会議は、教育長が作成する北本市立学校の規模等の適正化に関する基本方針の案に対し、地域の実情に応じた観点及び専門的知見から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 研究会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 北本市立学校長
- (4) 市内に住所を有する児童又は生徒の保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期及び失職)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成31年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、研究会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の会議への出席等）

第7条 研究会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出又は会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（謝礼）

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

（庶務）

第9条 研究会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

北本市立学校適正規模等研究会議

No	氏名	選出区分	備考
1	金子美智雄	学識経験者	元埼玉県教育局 南部教育事務所所長
2	清水誠	学識経験者	埼玉大学名誉教授
3	浅野勉	地域団体関係者	自治会連合会
4	みねおとし ゆき之 峯尾敏之	地域団体関係者	自治会連合会
5	いしづか ふみえ 石塚富美江	北本市立小学校長	小・中学校校長会
6	かとう ひでき 加藤秀樹	北本市立中学校長	小・中学校校長会
7	かとう じゅんいち 加藤潤一	市内に住所を有する 児童の保護者	P T A連合会 副会長（児童）
8	だいご たかし 醍醐隆	市内に住所を有する 生徒の保護者	P T A連合会 副会長（生徒）
9	おく やま みか 奥山美加	公募による市民	—
10	はぎ わら あいか 萩原愛香	公募による市民	—
11	はり がや のりこ 針谷のり子	教育委員会が必要と 認める者	教育センター

任期：平成30年8月1日～平成31年3月31日